

都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱

制定 平成 26 年 3 月 31 日付 25 産労農振第 1703 号
改正 平成 29 年 4 月 1 日付 28 産労農振第 2109 号
改正 平成 30 年 3 月 12 日付 29 産労農振第 2108 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日付 30 産労農振第 2529 号
改正 令和 2 年 3 月 31 日付 31 産労農振第 2448 号
改正 令和 4 年 5 月 23 日付 4 産労農振第 384 号

第 1 趣旨

東京都は、都市農地保全支援プロジェクト実施要綱（平成26年3月31日付25産労農振第1703号以下「実施要綱」という。）及び都市農地保全支援プロジェクト実施要領（平成26年3月31日付25産労農振第1716号以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率等

- 1 第 1 の規定により補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容及び補助率及び補助対象経費の上限・下限については、別表に定めるとおりとする。
- 2 補助額は、1 の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 本事業において、「総事業費」とは補助事業全体の税込みの経費、「補助対象経費」とは総事業費のうち、補助対象となるものの経費とする。

第 3 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を受けようとする区市町長は、補助金交付申請書（別記様式 1）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 区市町長は、1 の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下同じ。））があり、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

第 4 補助金の交付決定

- 1 知事は、第 3 の規定に基づき申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、別記様式 2 により申請者に通知する。
- 2 1 の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第 5 申請の撤回

第 4 の 1 の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、当該通知書受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第 6 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた区市町長（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに

該当する場合には、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 新たな施設などの種類の追加

(2) 補助対象経費の30%を超える変更

2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第7 事情変更による決定の取消し等

1 補助事業者は、交付決定の後において、特別の必要が生じたことにより、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、1の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 知事は、2の処分をした場合については、別記様式5（第16の1の規定に該当するときは、決定の取消し及び返還命令）により通知する。

第8 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式6）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第9 状況報告

1 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月末日現在において、事業実施状況報告書（別記様式7）を作成し、当該年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 1に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第10 遂行命令等

1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 知事は、補助事業者が前項の規定に基づく命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11 実績報告

1 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書（別記様式8）を速やかに知事に提出しなければならない。第7の規定により事業を廃止した場合も同様とする。

2 第3の2のただし書により交付の申請をした区市町長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3の2のただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の2のただし書により交付の申請をした区市町長は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式9により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令（別記様式10）を受けてこれを返還しなければならない。

第12 額の確定

知事は、第11の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式11により（第16の2の規定に該当するときは、額の確定及び返還命令を）当該補助事業者へ通知する。

第13 是正措置

知事は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずる。

第14 補助金の支出

- 1 第12の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（別記様式12）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該補助金を支出する。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す（第16の1の規定に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと及び返還を命ずる）ことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金又は間接補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 1の処分をした場合については、別記様式13により通知する。

第16 補助金の返還

- 1 知事は第7又は第15の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者へ補助金が交付されているときは期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第12の規定により補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の1の規定により交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。）につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた

額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 第17の1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまではその納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17の2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第21 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式14の財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式15によりあらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 4 知事は、3の規定により、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとしたときに、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を補助事業者に納付させるよう命ずることがある。

第22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿、その他の関係書類を当該補助事業完了の日に属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第23 間接補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は間接補助事業者（補助事業者から交付の決定を受けるもの）に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 間接補助事業者は交付要綱、及び都市農地保全支援プロジェクト実施要綱（平成26年3月31日付25産労農振第1703号以下「実施要綱」という。）都市農地保全支援プロジェクト実施要領（平成26年3月31日付25産労農振第1716号以下「実施要領」という。）、都市農地保全支援プロジェクトの運用について（平成26年3月31日付25産労農振第1735号）に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、その実態を十分把握することに努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。
- 4 間接補助事業者が間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、大蔵省令に定められている耐用年数を経過した財産を除き、補助事業者の承認を受けずに、補助金

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 5 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額または処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させる事がある。
- 6 補助事業者は、第4項により間接事業者に対し承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 7 補助事業者は、第5項により間接補助事業者から補助金の返還又は、返納を受けた場合は、当該補助金の都費相当額を都に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

別表（第2関係）

補助事業の内容	補助率及び補助対象経費の上限・下限
整備支援（農地保全のための施設整備に要する経費）	
<p>1 防災機能を強化するための整備</p> <p>(1) 防災兼用農業用井戸の整備 (停電時に必要な非常用発電装置も含む。)</p> <p>(2) 防災協力農地や防災兼用農業用井戸の掲示板・案内板の整備</p> <p>(3) 太陽光発電による非常用電源の整備</p> <p>(4) 簡易トイレの整備</p> <p>(5) その他必要なもの</p> <p>2 地域や環境に配慮した基盤整備</p> <p>(1) 耕作道の整備</p> <p>(2) 散策路、遊歩道等の整備</p> <p>(3) 農業用水路の親水化</p> <p>(4) 農薬飛散防止施設の整備</p> <p>(5) 土留め（擁壁）、生垣の整備</p> <p>(6) 用排水施設の整備</p> <p>(7) 簡易直売所の整備</p> <p>(8) その他必要なもの</p> <p>3 レクリエーションや福祉、教育等の機能発揮のための農地活用整備</p> <p>(1) 福祉農園の整備</p> <p>(2) 学童農園の整備</p> <p>(3) 市民農園の整備</p> <p>(4) 農業公園の整備</p> <p>(5) その他必要なもの</p> <p>4 実施設計 上記1～3の実施に必要となる設計積算など</p>	<p>補助対象経費の4分の3以内</p> <p>ただし、補助対象経費の上限・下限は以下のとおり。</p> <p>① 補助対象経費3,000万円を1区市町当たりの単年度上限とし、左記4の実施設計は、そのうち300万円を上限とする。</p> <p>② 補助対象経費の下限は1区市町当たり200万円とする。</p>
<p>5 区市町が公共用に供するために所有する農地における、レクリエーションや福祉、教育等の機能発揮のための農地活用整備</p> <p>(1) 福祉農園の整備</p> <p>(2) 学童農園の整備</p> <p>(3) 市民農園の整備</p> <p>(4) 農業公園の整備</p> <p>(5) 実施設計</p>	<p>補助対象経費の4分の3以内</p> <p>ただし、補助対象経費の上限・下限は以下のとおり。</p> <p>① 上記①とは別枠として、1案件当たり補助対象経費6,666万7千円を上限とし、左記(5)の実施設計は、そのうち300万円を上限とする。</p> <p>なお、当該年度以前に同一案件で左記(5)の実施設計を行った場合は、その補助対象経費を引いた額を上限とする。</p> <p>② 補助対象経費の下限は1区市町当たり200万円とする。</p>

推進支援（調査設計や農地保全の理解促進など、都市農地の保全に必要な経費）

- (1) 整備支援に必要な基本調査等
- (2) 農地保全のPRに必要な広報活動
- (3) 農地防災マップの作成
- (4) 農園開設に必要なアドバイザーの派遣
- (5) 防災訓練の実施
- (6) その他必要なもの

補助対象経費の2分の1以内
ただし、補助対象経費200万円を上限とする。また、50万円を下限とする。

別記様式1（第3の1関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区市町長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第3の1の規定に基づき補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

【支援内容】 整備内容	事業量	経費の配分					備考
		総事業費	補助対象 経 費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
				都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
【整備支援】		円	円	円	円	円	
小 計							
【推進支援】		円	円	円	円	円	
小 計							
合 計							

注1) 都費は、小計において、千円に満たない端数を切り捨てる。

注2) 備考欄に、補助対象経費が税込みか税抜きかを記入する。

注3) 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記入する。

3 事業完了予定年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 区市町の地図などに、整備施設の設置場所を記したもの (A4又はA3で1枚程度)
- (2) 区市町の補助金の交付に関する規程 (間接補助の場合)
- (3) 整備内容の詳細 (実施設計書、見積書など)

別記様式2（第4関係）

（ 番 号 ）

（ 区 市 町 名 ）

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度都市農地保全支援プロジェクト（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等

1 補助事業に要する経費の配分、補助金の配分額及び補助率は、次のとおりとする。

支 援 内 容	総事業費	補助対象 経 費	補助金	補助率
整備支援	円	円	円	3/4 以内
推進支援	円	円	円	1/2 以内
合 計		円	円	

2 補助金は、1の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4 申請の撤回

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内までに申請の撤回をすることができる。

第5 承認事項

- 1 補助金の交付の決定を受けた区市町（以下「補助事業者」という。）は、都市農地保全支援プロジェクト交付要綱（平成26年3月31日付25産労農振第1703号以下「交付要綱」という。）第6の1に該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（交付要綱別記様式3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第6 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、すでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式4）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第8 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式6）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第9 状況報告

知事は、特に必要と認められる場合、事業実施状況の報告を求めるとともに、書類等を補助事業者から提出させることがある。

第10 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、1の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

第11 実績報告

- 1 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、実績報告書（交付要綱別記様式8）を知事に提出しなければならない。また、第7の規定により廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。
- 2 1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を含めて補助金の交付を申請した区市長は、各事業実施主体における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額を含めて補助金の交付申請した区市長は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定

により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を交付要綱別記様式9により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第12 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第13 是正のための措置

知事は、第12の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

第14 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、1の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式12による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

第15 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他、この交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第16 補助金の返還

- 1 知事は、第7又は第15の規定により、この交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第12の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第15の1の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。
- 2 知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。
- 3 1及び2の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第18 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第17の1の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。
- 2 第17の1の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第19 延滞金の計算

第17の2の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第20 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第21 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式14の財産管理台帳及びその他関係書類を、処分制限期間を経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、交付要綱別記様式15によりあらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。
- 4 知事は、3の規定により、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとしたときに、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を補助事業者に納付させるよう命ずることがある。

第22 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿、その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

第23 間接補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は間接補助事業者（補助事業者から交付の決定を受けるもの）に対し、間接補助金を交付するときは知事が補助金の交付について付した条件に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 間接補助事業者は交付要綱、及び都市農地保全支援プロジェクト実施要綱（平成26年3月31日付25産労農振第1703号以下「実施要綱」という。）都市農地保全支援プロジェクト実施要領（平成26年3月31日付25産労農振第1716号以下「実施要領」という。）、都市農地保全支援プロジェクトの運用について（平成26年3月31日付25産労農振第1735号）に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、または効用の増加した

財産について、その実態を十分把握することに努め、当該財産が適正に管理運営されるように指導しなければならない。

- 4 間接補助事業者が間接補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、大蔵省令に定められている耐用年数を経過した財産を除き、補助事業者の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- 5 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額または処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させる事がある。
- 6 補助事業者は、第4項により間接事業者に対し承認しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。
- 7 補助事業者は、第5項により間接補助事業者から補助金の返還又は、返納を受けた場合は、当該補助金の都費相当額を都に返還しなければならない。

別記様式3（第6の1関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクトについて、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第6の1の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の追加(減額)交付を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式1の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式4（第7の1関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクトについて、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

別記様式5（第7の3関係）

（番 号）
年 月 日

（区 市 町 長） 殿

東京都知事 （氏 名） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクトの中止（廃止）の承認について

年 月 日付 第 号による 年度都市農地保全支援プロジェクトの中止（廃止）承認申請については、申請のとおり承認し、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第7の2の規定に基づき、年 月 日付 第 号による交付決定額の全部（又は一部）金 円を取り消したので、同要綱第7の3の規定により通知する。

（なお、同要綱第18の1の規定により既に交付した補助金 円との差額 円の返還を命ずる。

おって、返還の期限は、この通知の日から 日とする。）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金に関する事故報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクト費補助金について、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり補助事業の事故報告書を提出します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

（1）事業

（2）経費の支出状況

単位：円

支援内容	交 付 決定額	月 日現在の支出額		残 額		支出予定額		事業遂行 不能の時 の不用額
		補助対象 経 費	補助 金額	補助対象 経 費	補助 金額	補助対象 経 費	補助 金額	
計								

3 今後の対応

別記様式7（第9の1関係）

（番 号）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（区市町長 氏 名） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト実施状況報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクトについて、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第9の規定に基づき、年12月末日現在の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

支援内容	交付決定時		12月末現在			備考
	事業量	総事業費	事業量	総事業費	進捗率	
【整備支援】		円		円	%	
【推進支援】						
計						

事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式8（第11の1関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト実績報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクトについて、下記のとおり事業を実施したので、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第11の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業実績

【支援内容】 整備内容	事業量	経費の配分					備考
		総事業費	補助対象 経 費 (A)+(B)+(C)	負担区分			
				都費 (A)	区市町費 (B)	その他 (C)	
【整備支援】		円	円	円	円	円	
小 計							
【推進支援】		円	円	円	円	円	
小 計							
合 計							

注1) 都費は、小計において、千円に満たない端数を切り捨てる。

注2) 備考欄に、補助対象経費が税込みか税抜きかを記入する。

注3) 総事業費と補助対象経費に差額がある場合には、その金額と負担先について備考欄に記入する。

3 事業完了年月日

年 月 日

4 添付書類

- (1) 区市町の補助金の交付に関する規程（規程に変更のあった場合のみ添付）
- (2) 整備内容の詳細（出来高設計書、領収書(写)、施設写真、施設等管理運営規定、協定書等）

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクト費補助金について、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 都市農地保全支援プロジェクト補助金の額の確定額 （ 年 月 日付 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

別記様式10（第11の3関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

（ 区 市 町 長 ） 殿

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金に係る
消費税等相当額の返還について

年 月 日付 第 号をもって報告のあったこのことについては、都市農
地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第11の3の規定に基づき、当該補助金に係る仕入に係る
消費税等相当額に係る東京都補助金相当金 円の返還を命ずる。

なお、返還期限は、この通知の日から 日とする。

別記様式11（第12関係）

（ 番 号 ）

（ 区 市 町 名 ）

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金の額の確定について

年 月 日付 第 号で交付決定をした都市農地保全支援プロジェクト補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を円に確定する。

年 月 日

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

（ 番 号 ）
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（ 区 市 町 長 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定の通知のあった都市農地保全支援プロジェクトについて、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第14の1の規定に基づき、下記金額の交付を請求します。

記

支 援 内 容	補 助 金 (円)	備 考
【整備支援】 【推進支援】		
計		

別記様式13（第15の3関係）

（ 番 号 ）
年 月 日

（ 区 市 町 長 ） 殿

東京都知事 （ 氏 名 ） 印

年度 都市農地保全支援プロジェクト補助金交付決定の取消しについて

年 月 日付 第 号をもって交付決定をした 年度都市農地保全支援
プロジェクト費補助金の交付決定額金 円については、都市農地保全支援プロジェクト補
助金交付要綱第15の1に基づき当該交付決定（又は一部金 円）を取り消す。

（なお、同要綱第16の1の規定により、既に交付した補助金 円との差額 円の
返還を命ずる。

おって、返還の期限は、この通知の日から 日とする。）

財 産 管 理 台 帳

区市町名 _____

事業実施 年度	事業実施者				事業名	都市農地保全支援プロジェクト									
事業の内容					経費の配分					処分制限期間			処分の状況		摘要
事業区分	事業内容	構造施設 区分	設置 場所	事業 量	総事業費	補助対象 経 費	負 担 区 分			竣工 年月日	耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							都補助金	区市町費	その他						
合 計															

- 注) 1 処分制限年月日欄には、減価償却資産の耐用年数表に基づき、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。
 4 経費の配分の合計欄は、別紙様式 8 実績報告書 2 事業実績 の整備支援の小計と一致させること。

東京都知事 殿

区市町長
氏名

印

年度都市農地保全プロジェクトにより取得した財産の処分承認申請書

年度都市農地保全支援プロジェクトにより取得した（又は効用の増加した）財産について、都市農地保全支援プロジェクト補助金交付要綱第 21 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

- 1 処分の理由
 - (1) 社会経済情勢の変化等の事情
 - (2) 農地保全への影響
- 2 処分対象施設等
 - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費、補助金額、補助率
 - (4) 施設等の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）
- 3 処分の方法（処分区分）
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額（予定額）